

1. 件名：福島第一原子力発電所における循環注水冷却・滞留水等に係る定例会
2. 日時：令和4年7月22日（金）15時00分～15時45分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

新井安全審査官、横山係長、高木係長、小西係長、塩唐松係員

高木技術参与（テレビ会議システムによる出席）

福島第一原子力規制事務所

黒川原子力運転検査官（テレビ会議システムによる出席）

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所 担当14名（テレビ会議システムによる出席）

## 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、資料に基づき、主に以下の説明があった。
  - 大気拡散被ばく評価の数値の誤りについて
    - ✓ 「除染装置スラッジ回収装置搬入に伴う仮設構台、プロセス主建屋開口部の設置工事について」及び「固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置に係わる実施計画の変更について」で説明していた大気拡散被ばくを評価するための計算コード中の数式に誤りがあったこと。
    - ✓ 外部委託先より上記の誤りがあったと連絡があり、本事象が東京電力内で発覚したこと。
    - ✓ 正しい数式にした計算コードで計算すると、誤りのあった際の評価結果と比較して大きくなるものの、現行の実施計画に示す大気中に拡散する放射性物質に起因する実効線量と比べて小さく、当該実効線量の評価結果には影響しないこと。
    - ✓ 誤った計算コードを使用していたのは、本2件のみで、その他の申請等には影響がないこと。
    - ✓ 本件については、社内の不適合プロセスに則り、是正措置を図る予定であること。
  - 【実施計画Ⅱ章 2.11 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備】  
添付資料-3-1における1,2号機の評価方法に関する記載の修正について
    - ✓ 実施計画変更認可申請書の作成者と、実際に計算を担当した者が異なっていたことが原因で、前者が記載した評価方法と後者が評価したプロセスに齟齬が生じ、1,2号機原子炉建屋の排気フィルタユニットから放出される放射性物質による一般公衆の実効線量については、現行の実施計画Ⅱ章 2.11の添付資料-3-1に示す1,2号機の評価方法を使用せずに、実施計画Ⅲ章 3.2.2に示す方法により算出されていたこと。
    - ✓ 現在、東京電力内で作成中の1号機大型カバー付帯設備設置の補正申請を提出するに向けて申請内容を確認していた際に本事象が発覚したこと。
    - ✓ これまで使用していなかった評価方法で再計算したところ、現行の実施計画に記載している評価結果と比較して1桁ほど小さいことから、大気中に拡散する放射性物質に起因する実効線量に対して影響を与えるものではないが、本件についても、社内の不適合プロセスに則り、是正措

置を図る予定であること。

- 工程表（循環注水冷却、使用済燃料プール対策、燃料デブリ取り出し準備）について
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、以下のとおりコメントした。
  - 大気拡散被ばく評価の数値の誤りについて
    - ✓ 評価方法や評価結果の誤りについて、なぜ発生したのか、どのように対応するのか、再発防止策はどのように報告すること。
  - 【実施計画Ⅱ章 2.11 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備】  
添付資料-3-1における1,2号機の評価方法に関する記載の修正について
    - ✓ 評価方法や評価結果の誤りについて、なぜ発生したのか、どのように対応するのか、再発防止策はどのように報告すること。
    - ✓ 今後、1号機大型カバー付帯設備設置の審査時に今回の計算方法について詳しく説明すること。

## 6. その他

資料：

- 大気拡散被ばく評価の数値の誤りについて
- 【実施計画Ⅱ章 2.11 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備】  
添付資料-3-1における1,2号機の評価方法に関する記載の修正について
- 循環注水冷却スケジュール
- 使用済燃料プール対策スケジュール
- 燃料デブリ取り出し準備スケジュール

以上